

事務連絡
令和2年1月9日

全日本不動産協会 御中

内閣府地方創生推進事務局

地域再生法に基づく既存住宅活用農村地域等移住促進事業について

今般、既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設などを内容とする地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第66号）が第200回国会で成立し、令和2年1月5日に施行されました。本法律の国会提出及び法案審議におきましては、貴協会のご協力を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

既存住宅活用農村地域等移住促進事業の円滑な運用に当たっては、農地付き空き家等の物件の掘り起こしや情報提供、取引に関する契約の媒介・調整等について、不動産流通事業者の皆様の役割が極めて重要です。つきましては、移住促進事業の関連資料を添付いたしますので、会員企業の皆様に周知いただくとともに、移住の促進を通じた地方創生の実現に引き続きご協力いただきますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 地域再生法の一部を改正する法律の概要資料
- 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の概要資料
- 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画の作成等に関するガイドライン

【問い合わせ先】

内閣府地方創生推進事務局 宇佐見、平
TEL : 03-5510-2474, 03-5510-2457
e-mail : saya.usami.h8c@cao.go.jp
mitsuhiro.taira.i8j@cao.go.jp